

国住指第1539号
平成18年10月1日

各都道府県知事 へ

国土交通省住宅局長

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成18年法律第5号。以下「改正法」という。）、建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第308号）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年省令第96号）及び関連する告示は、いずれも平成18年10月1日より施行されることとなった。

今回の改正法等の運用について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内市町村に対しても、この旨周知されたい。

記

第1 改正法の趣旨

平成17年6月末に、石綿メーカーが、従業員が肺ガンや中皮腫で死亡していたこと、工場の近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡していたことを公表した。さらに、同年8月に、大阪府内の文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表され、文具店内に吹付け石綿が露出していたことが原因ではないかと指摘されている。

このような状況を受けて、同年12月に、社会資本整備審議会建築分科会において審議の結果、建議「建築物における今後のアスベスト対策について」がとりまとめられた。

これを受けて、政府の総合対策の一貫として、建築基準法（以下「法」という。）において、吹付け石綿等の使用を規制する改正を行い、建築物の所有者等に対し、増改築時の除去等の義務づけ、衛生上有害となるおそれがある場合に勧告及び命令を行う等の既存建築物における石綿の飛散防止対策の推進を図ることとしたものである。

第2 改正法等の概要

1. 石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用の規制

石綿の飛散のおそれのある建築材料として、吹付け石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する吹付けロックウール（以下「吹付け石綿等」という。）を定め、建築物において、これらの建築材料を使用しないこととした。（法第28条の2第1号及び第2号）

これにより、吹付け石綿等の使用の規制に関し、特定行政庁による勧告・命令（法第10条）、定期調査・報告（法第12条第1項及び第2項）、特定行政庁による報告徴収・立入検査（同条第5項及び第6項）、定期報告概要書の閲覧（法第93条の2、建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第11条の4）が適用され、法に基づき、吹付け石綿等に関する飛散防止措置の推進を図ることが可能となった。

2. 既存建築物の増改築時等の取扱い

吹付け石綿等のある既存建築物については、増改築、大規模修繕・模様替の際に、原則として、吹付け石綿等を除去することとするが、従前の床面積の2分の1を超えない増改築及び大規模修繕・模様替については、当該部分以外の部分については、封じ込め及び囲い込みの措置を許容することとした。

3. 工作物の取扱い

工作物についても、石綿に関する規制の適用については建築物と同様に行うこととした。

第3 今後の運用方針等

1. 規制の対象となる建築材料について

法第28条の2第1号は、建築の現場において建築材料に石綿を純粋な状態で添加しないことを定めている。しかし、実際には、石綿は他の材料と混合されて使用されることから、当該規定により規制される建築物は想定されない。

従って、実質的には、吹付け石綿等の規制は、同条第2号によって行われることとなる。同号に基づく平成18年国土交通省告示第1172号では、規制の対象外となる建築材料として、吹付け石綿等以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料を定めている。ここでは吹付け石綿等のみが規制の対象とされており、その他の石綿含有建築材料（吹付けパーライト、吹付けパーミキュライト、成型品等）は規制の対象とはなっていない。また、同号に基づく国土交通大臣による認定については現在のところ対象となる建築材料は想定されない。規制の対象となる建築材料の取扱いの考え方については、前述した建議の2（1）を参照されたい。

2 著しく衛生上有害となるおそれのある場合の対応について

吹付け石綿等が使用されている建築物については、民間建築物における吹付けアスベストの実態調査、定期調査・報告等により把握した上で、必要に応じて、報告聴取、立入検査を行い、建築物の所有者等に除去等の飛散防止措置の実施を指導されたい。

また、石綿の飛散により著しく衛生上有害となるおそれがあると判断される場合には、法第10条に基づく勧告、命令の厳正な適用を図られたい。勧告、命令に当たっては、次の事項を総合的に勘案して行われたい。

- ① 吹付け石綿等の劣化（表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地との間の浮き・はがれなど）の進行が著しいこと
- ② 劣化の著しい吹付け石綿等が露出している空間（空調経路を含む）で恒常的に人が活動していること。特に、規模、用途により、多数の者への影響が懸念されること。
- ③ 劣化の著しい吹付け石綿等が大量に認められること

なお、石綿繊維の濃度の基準については、現時点で室内環境の基準はなく、石綿繊維の濃度測定結果に基づき、勧告・命令の判断を一律に行うことは困難である。濃度測定結果については、周辺大気中の濃度との比較等を行いつつ、上記の事項を総合的に勘案する際の参考として適宜活用されたい。

また、石綿の飛散防止措置として除去、囲い込み、封じ込めの工事を行うに際しては、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等の関係法令を遵守するよう、所有者等に周知徹底されたい。

3. 封じ込め、囲い込みの措置について

従前の床面積の2分の1を超えない増改築や大規模修繕・模様替の際に、当該部分以外に許容される封じ込め、囲い込みの措置の基準については、平成18年国土交通省告示第1173号に示したところであるが、この基準は、吹付け石綿等であって、人が活動することが想定される空間に露出しているものについて適用される。人が活動することが想定される空間には、恒常的に人の活動が想定される居室だけでなく、作業、点検のために一時的に立ち入る機械室、エレベーターシャフトなども含まれる。また、空調経路などの連続する空間も含まれることとなる。

増改築等の際に、すでに封じ込め、囲い込みの措置が行われている部分については、措置の内容や現状に照らして、当該基準に準じた措置がなされている場合には露出していないものと取り扱って差し支えない。

封じ込めの措置の基準では、石綿飛散防止剤について、法第37条に基づく国土交通大臣の認定を求めていることに留意されたい。

また、封じ込め、囲い込みの措置を行う場合、規則第1条の3第1項表1に基づき、各階平面図においてその措置を明示すべきこととした。その前提となる既存建築物の吹付け石綿等の有無の把握にあたっては、申請者に対し、適宜、新築時の設計図書、分析結果等を求めて、確認されたい。

4. 定期報告

今般、法第12条第1項に基づく定期調査報告書の様式（第36号の2の4様式）について、吹付け石綿等の実態把握をより適切に行うため報告内容の充実等の見直しを行った。具体的には、第三面に「7. 石綿を添加した建築材料の調査状況」の欄を新たに設けた。この欄に吹付け石綿等がある旨を記入した場合には、「3. 一般構造の調査状況」においても併せて「不適合の指摘あり（既存不適格）」をチェックする必要がある。また、指摘事項について定期調査報告概要書の第一面の5欄の「ロ 指摘の概要」に明記しなければならない。なお、この定期調査報告概要書は、法第93条の2及び規則第11条の4に基づき、閲覧の対象となる。

定期調査報告に当たっては、次の点について、建築物の所有者等に周知し、吹付け石綿等のある建築物の実態を適切に把握できるよう取り計らわれたい。

- ①吹付け石綿等の有無が不明な場合は、分析機関に分析を依頼し、その結果に基づき報告を行うこと。なお、分析が間に合わない場合は、分析を行う予定の時期を明記することとし、特定行政庁におかれては、分析結果を把握するようにされたい。
- ②規制の対象となる建築材料は、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものとしたので、従来、改正前の労働安全衛生法施行令に倣って、含有率1%を目安に石綿含有建築材料を把握していた場合は、定期調査に際して、従来の分析結果の精査や分析の実施等により、0.1%を超えるか否かを把握すること。この際、厚生労働省から建材中の石綿含有率の分析方法について通知（平成18年8月21日基発第0821002号及び平成18年8月21日基安化発第0821001号）が出されているので参考にされたい。
- ③エレベーターシャフト、空調経路等に露出する吹付け石綿等の有無を十分に把握すること。

また、定期調査報告に基づく石綿の飛散防止対策の一層の充実を期するため、昭和59年4月2日付け建設省住指発第125号「建築基準法第12条の規定に基づく定期報告対象建築物等の指定について」の指定方針に基づき、必要に応じ、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、制度の積極的な運用に努められることを願います。

5. 全体計画

増築等に当たり、除去等の飛散防止措置を講じる場合、高層建築物などで増築等を含む工事を二以上の工事に分けて行うことがやむを得ないものについては、法第86条の8に基づく全体計画の認定制度を活用されたい。

6. 相談体制

建築物に係る石綿対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できる体制整備を図るため、財団法人日本建築センターが「アスベスト相談回答マニュアル」を作成した

ところであり、このうち、建築物に関する部分について、同センターのホームページ（URL：http://www.bcj.or.jp/c05/02/faq_001.html）で閲覧することができる。貴管内の市町村、保健所、消費生活センター、建築住宅センター等の関係機関に周知いただくとともに、その活用等により、相談窓口の設置、相談員の研修を積極的に推進されるようお願いする。

7. 支援制度

建築物における石綿対策に対する支援措置として、次のものがある。

①優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）による補助

②地域住宅交付金による支援

③日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資

①及び②については、各地方公共団体において、民間建築物等における石綿対策を支援する補助制度の整備が必要となるほか、②については、地域住宅計画において当該対策を位置づける必要がある。引き続き、建築物における石綿対策の支援の推進を図るとともに、建築物の所有者等に対して支援制度の周知を図られたい。

8. 吹付け石綿等のある建築物の実態把握について

吹付け石綿等のある建築物については、平成元年以前に施工されたおおよそ1000㎡の建築物について実態調査を行ったところであり、今後も、定期調査・報告により、実態把握を行うこととなる。これらの建築物については、各特定行政庁において、建築基準法第12条第7項に基づき、台帳を整備し、記録の保存を図っていただいていることと承知しているが、今後、増改築時等における改善状況、勧告・命令等による改善状況について、定期的にとりまとめ、公表していく予定なので、引き続き、ご対応をお願いする。なお、とりまとめの時期、方法については、改めてご連絡する。